

工業・産業系大規模建築物の景観形成基準

(「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」より抜粋)

特に景観に大きな影響を与える大規模な工場・倉庫等の建築物は、『工業・産業系大規模建築物』として特化した景観形成基準を設けています。次に定める工業・産業系大規模建築物に該当する場合は、**景観ゾーンにかかわらず、工業・産業系大規模建築物の景観形成基準が適用されます。**

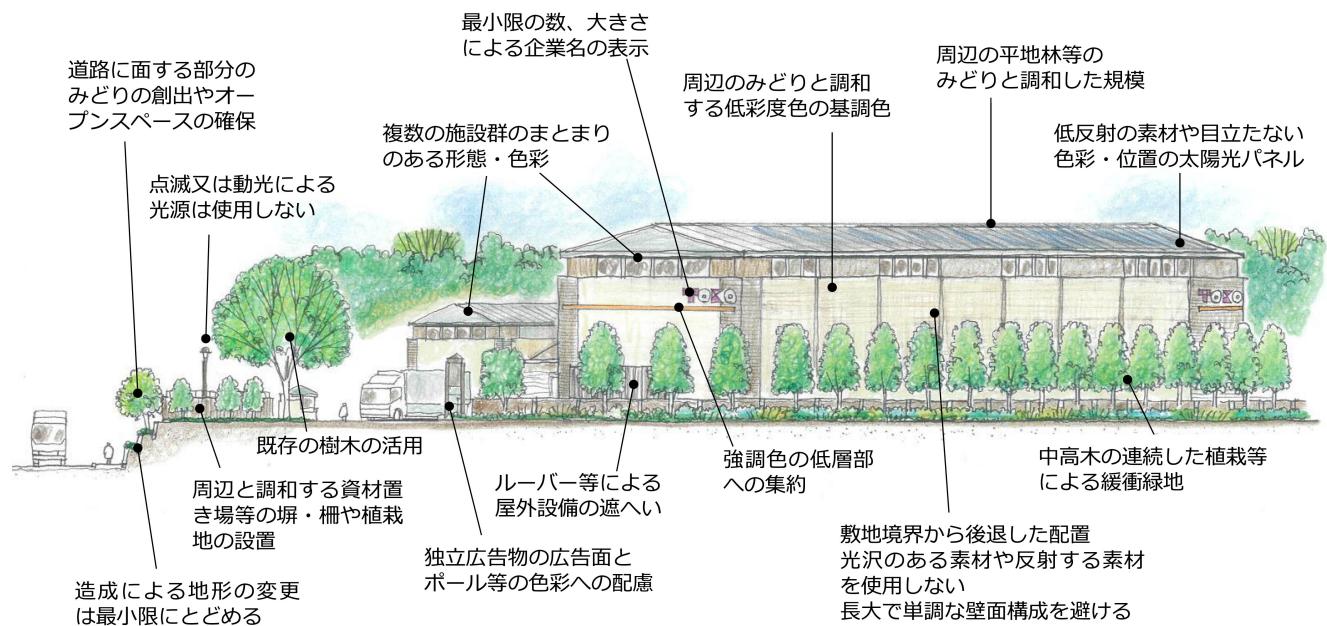
工業・産業系大規模建築物の対象

工場・倉庫等の建築物で、
建築面積が3,000m²以上のもの又は高さが10mを超えるもの

(1) 配慮事項

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> 各景観ゾーンの配慮事項における「配置」欄に記載されている事項に則った配置とする。 <input type="checkbox"/> 敷地境界から後退した配置とする。
外壁・屋根等	<input type="checkbox"/> 光沢のある素材、反射する素材の使用や、過度なパターン・柄等による壁面構成は避ける。 <input type="checkbox"/> 壁面の後退や分節・分割、屋根の形状の工夫等により、長大で単調な壁面構成は避けるとともに、圧迫感を与えない壁面構成とする。 <input type="checkbox"/> 複数の施設を計画している場合は、施設群のまとまりや統一感のある形態・色彩とする。
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置による遮蔽等により、目立たないよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 屋根に太陽光パネルを設置する場合は、低反射の素材の使用や目立たない位置、色彩とする。
外構・植栽	<input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は、みどりの創出やオープンスペースの確保等を図る。 <input type="checkbox"/> 敷地境界に塀・柵等を設ける場合は、落ち着きのある色彩のものとする。 <input type="checkbox"/> 擁壁や法面を設置する場合は、圧迫感を与えないよう、形態の分節・分割や表面の仕上げを工夫する。 <input type="checkbox"/> 敷地の外周部は、中高木の連続した植栽等により緩衝緑地を設ける。 <input type="checkbox"/> 敷地内の資材置き場等の周囲には、周辺と調和する塀・柵や植栽の設置等により、調和を図るよう工夫する。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 壁面に表示する屋外広告物は、企業名の表示等、必要最小限の数・大きさとともに、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。 <input type="checkbox"/> 外壁を大きく使った電光やデジタルサイネージ等による表示は避ける。 <input type="checkbox"/> 独立して設置する屋外広告物は、必要最小限の大きさとし、広告面とともにポール等の工作物の色彩に配慮する。
照明	<input type="checkbox"/> 屋外に設置する照明は、照度等が周辺に影響しないよう工夫し、点滅又は動光による光源は使用しない。
色彩	<input type="checkbox"/> 主要な部分は、極端な高明度及び低明度の色彩の使用を避け、周囲のみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 周辺のみどりとなじみ、街並みと調和するよう、屋根や外壁、その他の工作物、舗装等は、穏やかなやすらぎの感じられる低彩度色とする。 <input type="checkbox"/> 強調色を使用する場合は、節度あるものとなるよう配慮し、できるだけ低層部に集約する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調色に複数の色を使用する場合は、明度差をできるだけ抑える。

■景観づくりのイメージ



(2) 色彩基準

色彩基準（工業・産業系大規模建築物（各景観ゾーン共通））					
項目	色 相		明 度	彩 度	
基調色	0R (10RP) ~5.0Y		4 以上 8.5 以下	3 以下	
	その他の有彩色		4 以上 8.5 以下	2 以下	
	無彩色（N）		4 以上 8.5 未満	—	
外壁等	0R (10RP) ~5.0Y	高さ 20m以下の部分	自 由		
		高さ 20mを超える部分	3 以上 8.5 以下	6 以下	
	その他の有彩色	高さ 20m以下の部分	自 由		
		高さ 20mを超える部分	3 以上 8.5 以下	4 以下	
	無彩色（N）	高さ 20m以下の部分	自 由		
		高さ 20mを超える部分	3 以上 8.5 以下	—	
屋根	0YR (10R) ~5.0Y		6 以下	3 以下	
	その他の有彩色			1 以下	
	無彩色（N）			—	

※工業・産業系大規模建築物の建築等については、補助色の設定はありません。強調色以外は基調色の適合範囲となります。

■外壁等の色彩面積比の考え方

○基調色

外壁等の各面の 1/20 以上（着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を含む。）は、基調色の基準に適合した色彩とする。

○強調色

外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の 1/20 以下（高さ 20m 超の部分及び高さ 20m 以下の部分の合計）で、強調色を使用することができる。

■屋根の色彩

建築物の屋根の色彩（陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。）を色彩基準の表のとおりとする。